

令和8年9月4日

署名議員	番
	番

令和8年9月中札内村議会定例会議案

18

中 札 内 村

提出議案目次

番 号	件 名
報告第 3 号	令和 7 年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
承認第 4 号	令和 8 年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第 5 5 号	中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 5 6 号	中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 5 7 号	豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例の全部を改正する条例の制定について
議案第 5 8 号	中札内村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 9 号	中札内村営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 0 号	中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 1 号	財産の処分について
議案第 6 2 号	村道の路線新規認定について
議案第 6 3 号	村道の路線変更認定について
議案第 6 4 号	令和 8 年度中札内村一般会計補正予算について
議案第 6 5 号	令和 8 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
認定第 1 号	令和 7 年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号	令和 7 年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号	令和 7 年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号	令和 7 年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5 号	令和 7 年度中札内村簡易水道事業会計決算認定について
認定第 6 号	令和 7 年度中札内村公共下水道事業会計決算認定について

令和 8 年 9 月 4 日提出

中 札 内 村 長 川 尻 年 和

報告第3号

令和7年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

記

1 健全化判断比率

健全化判断比率	令和7年度（％）	早期健全化基準（％）
① 実質赤字比率	—	15.00
② 連結実質赤字比率	—	20.00
③ 実質公債費比率	5.3	25.0
④ 将来負担比率	—	350.0

備考 「—」は、実質収支及び連結実質収支、将来負担が黒字であることを示す。

2 資金不足比率

資金不足比率	令和7年度（％）	経営健全化基準（％）
簡易水道事業会計	—	20.0
公共下水道事業会計	—	20.0

備考 「—」は、実質収支が黒字であることを示す。

承認第4号

令和8年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

中札内村東 4 条北 1 丁目 7 番地 1

神田 美紗

昭和 5 2 年 3 月 2 7 日生

議案第 55 号

中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

中札内村固定資産評価審査委員会委員に、次の者を選任したいので議会の同意を求める。

記

中札内村東 1 条北 2 丁目 4 番地 7

片 山 勇 一 郎

昭和 28 年 5 月 14 日生

議案第 56 号

中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

中札内村教育委員会委員に、次の者を任命したいので議会の同意を求める。

記

中札内村常盤基線 246 番地 97

杉 本 伸 子

昭和 35 年 6 月 14 日生

議案第57号

豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例の全部を改正する条例の制定について

豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例（平成13年条例第6号）の全部を改正する条例を次のように制定する。

豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例の全部を改正する条例

豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例（平成13年条例第6号）の全部を次のように改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 景観計画及びこれに基づく措置（第7条—第21条）

第1節 景観計画（第7条）

第2節 行為の規制等（第8条—第14条）

第3節 景観重要建造物等（第15条—第21条）

第3章 景観まちづくりの取組（第22条）

第4章 景観審議会（第23条—第30条）

第5章 雑則（第31条）

附則

中札内村は、国立公園（日高山脈襟裳十勝国立公園）に指定された雄大な日高山脈と清流札内川を背景として、どこまでも広がる平坦な大地の中に、防風林と道路によって碁盤目状に区切られた農地、農業国十勝を象徴する田園風景を保有する恵まれた環境にある村です。

この環境は、長い年月にわたる農業を中心とした生活の営みからつくり出されたもので、そうした農村自然景観が、人間の生活にとって豊かで文化的な風土となり、美しい景観を形成しています。

ふるさと中札内村の恵まれた自然や美しい景観を保全するとともに美しい景観をつくり、次代に引き継いでいくためにこの条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、中札内村の美しい景観を貴重な財産と認識して、守り、つくりあげていくため、本村の景観形成に関し、村民、事業者などの果たすべき役割を明らかにし、美しい景観の形成と個性的で持続可能な地域づくりを進めていくことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 景観まちづくり 村、村民及び事業者が協働で景観を守り、つくり、生かすことをいう。
- （2） 景観計画 法第8条第1項の景観計画をいう。
- （3） 景観計画区域 法第8条第2項第1号の景観計画区域をいう。

(4) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

(5) 工作物 建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。

(村の責務)

第3条 村は、法第2条に定める基本理念、及び本条例前文に定める基本理念（以下これらを「基本理念」という。）に基づき、景観まちづくりに関する総合的かつ計画的な施策を実施しなければならない。

2 村は、前項の施策を実施するに当たっては、村民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

3 村は、村民及び事業者の景観まちづくりに関する知識の普及及び意識の向上を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

4 村は、公共建築物、道路、公園その他の公共施設の整備等を行う場合においては、景観まちづくりに先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

(村民の責務)

第4条 村民は基本理念に基づき、景観まちづくりに関する理解を深め、良質な景観の形成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たっては、その周辺の景観に十分配慮するとともに、村が実施する景観まちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(適用区域)

第6条 この条例は、中札内村全域について適用するものとする。

第2章 景観計画及びこれに基づく措置

第1節 景観計画

(景観計画)

第7条 村長は、景観づくりに関する基本的かつ総合的な計画として、法第8条第1項に基づき景観計画を定めるものとする。

第2節 行為の規制等

(行為の届出等)

第8条 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知（以下「行為の届出等」という。）は、規則で定めるところにより行わなければならない。

2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 森林の伐採

(2) 屋外における資材等の堆積

(3) 屋外広告物

3 法第16条第7項第11号の条例で定める、届出を要しない行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法第16条第1項第1号から第4号までに規定する行為（同項第2号に掲げる行為にあっては、規則で定める工作物に係る行為に限る。）のうち、規則で定める以外の行為

(2) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可、認可、届出等を要する行為のうち、規則で定めるもの

4 村長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。

(行為の届出等に係る添付図書)

第9条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の規定による条例で定める図書は、規則で定めるものとする。

(特定届出対象行為)

第10条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

(事前協議)

第11条 景観計画区域内において行為の届出等をしようとする者は、当該届出を行う前に当該行為の設計、施工方法等について、村長と協議することができる。

(助言及び指導)

第12条 村長は、前条の規定による協議において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、当該届出を要する行為をしようとする者に対し、必要な措置を講ずるよう助言及び指導を行うことができる。

(勧告又は変更命令等の手続)

第13条 村長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするとき、又は法第17条第1項若しくは第5項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ第24条に規定する中札内村景観審議会の意見を聴かなければならない。

(良好な景観の形成を図るための事項への配慮)

第14条 景観計画区域において、法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をする者は、景観計画に定める良好な景観の形成を図るための事項に配慮しなければならない。

第3節 景観重要建造物等

(景観重要建造物の指定)

第15条 村長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物の指定をしようとするときは、同条第2項の規定によるほか、あらかじめ、中札内村景観審議会の意見を聴くことができる。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第16条 法第25条第2項の条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火設備の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理

の方法の基準として規則で定めるもの

(景観重要樹木の指定)

第17条 村長は、法第28条第1項に規定する景観重要樹木の指定をしようとするときは、同条第2項の規定によるほか、あらかじめ中札内村景観審議会の意見を聴くことができる。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第18条 法第33条第2項の条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の良い景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐための措置を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良い景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

(原状回復命令等の手続)

第19条 村長は、法第23条第1項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、中札内村景観審議会の意見を聴かなければならない。

(管理に関する命令又は勧告の手続)

第20条 村長は、法第26条又は法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ中札内村景観審議会の意見を聴かなければならない。

(指定の解除の手続)

第21条 村長は、法第27条第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除し、又は法第35条第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、中札内村景観審議会の意見を聴くことができる。

第3章 景観まちづくりの取組

(空家等の管理の要請)

第22条 村長は、景観計画区域内の空家や空地（以下「空家等」という。）が当該地区の景観を著しく阻害していると認めるときは、当該空家等の所有者又は占有者に対し、良好な景観形成に配慮した空家等の管理を行うよう要請することができる。

- 2 村長は前項の規定により要請しようとする場合において、必要があると認めるときは、中札内村景観審議会の意見を聴くことができる。

第4章 景観審議会

(景観審議会の設置)

第23条 景観まちづくりを推進するため、村長の附属機関として、中札内村景観審議会を設置するものとする。

(所掌事項)

第24条 中札内村景観審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 村長の諮問に基づく景観まちづくりの推進に関する重要事項の調査審議
- (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事項
- (3) その他景観まちづくりの推進に関する事項

- 2 中札内村景観審議会は、前項の事項に関し村長に意見を述べることができる。

(組織)

第25条 中札内村景観審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他村長が適当と認める者から村長が委嘱する。

(委員の任期)

第26条 中札内村景観審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 中札内村景観審議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、中札内村景観審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、職務を代理する。

(会議)

第28条 中札内村景観審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(景観アドバイザーの設置)

第29条 村長は、景観条例及び景観計画に基づく良好な景観まちづくりを進めるため、技術的指導、助言等を行う者として、景観アドバイザーを置くことができる。

2 村長は、景観アドバイザーを置くときは、あらかじめ中札内村景観審議会の意見を聴かなければならない。

(会長への委任)

第30条 この章に定めるもののほか、中札内村景観審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

第5章 雑則

(規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に北海道景観条例（平成20年北海道条例第56号。以下「道条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際、現に道条例に基づき策定された景観計画は、施行日から第7条の規定により定める景観計画の効力が生じる日の前日までの間、同条の規定により定めた景

観計画とみなす。

- 4 この条例の施行の日以後最初に招集される会議及び第27条第2項の規定により会長が互選される前に招集される会議は、第28条第1項の規定にかかわらず、村長が招集する。

議案第58号

中札内村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村公共下水道条例（平成9年条例第2号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

中札内村公共下水道条例の一部を改正する条例

第1条 中札内村公共下水道条例（平成9年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「基本料金については、その月の25日までとし、超過料金については、」を削る。

第25条第1項中「使用料の額」の次に「（消費税及び地方消費税相当額を含む。）」を加え、同項の表中「1,200円」を「1,300円」に、「180円」を「190円」に、「1,500円」を「1,600円」に、「1,800円」を「1,900円」に改め、同条に次の1項を加える。

5 毎使用月において使用者が排除する汚水の生物化学的酸素要求量が、1リットルにつき5日間に200ミリグラムを超える場合は、次の表に定めるところにより算定した水質使用料の額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を第1項の使用料の額に加算する。ただし、汚水の量が使用月につき700立方メートルに満たない場合は、この限りでない。

区分	汚水1リットル中の生物化学的酸素要求量	料金（1立方メートルにつき）
水質使用料	200ミリグラムを越え400ミリグラムまで	40円
	400ミリグラムを越え580ミリグラムまで	80円
	580ミリグラムを越えるもの	120円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年3月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の中札内村公共下水道条例（以下、「新条例」という。）第25条第1項及び第5項の規定は、令和9年4月1日以後に行う検針に係る使用料について適用し、同日前に行った検針に係る使用料については、なお従前の例による。ただし、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に行う検針に係る水質使用料の額は、新条例第25条第5項に定める額に100分の80を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、令和10年4月1日から令和11年3月31日までの間に行う検針に係る水質使用料の額は、新条例第25条第5項に定める額に100分の87を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、令和11年4月1日から令和12年3月31日までの間に行う検針に係る水質使用料の額は、新条例第25条第5項に定める額に100分の93を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

議案第59号

中札内村営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について

中札内村営住宅管理条例（平成8年条例第18号）等の一部を改正する条例を次のように制定する。

中札内村営住宅管理条例等の一部を改正する条例

(中札内村営住宅管理条例の一部改正)

第1条 中札内村営住宅管理条例(平成8年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第64条第1項中「基本料金については、その月の25日までとし、超過料金については、」を削り、同条第3項の表中「1,200円」を「1,300円」に、「180円」を「190円」に、「1,500円」を「1,600円」に、「1,800円」を「1,900円」に改める。

(中札内村特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正)

第2条 中札内村特定公共賃貸住宅管理条例(平成6年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「基本料金については、その月の25日までとし、超過料金については、」を削り、同条第3項の表中「1,200円」を「1,300円」に、「180円」を「190円」に、「1,500円」を「1,600円」に、「1,800円」を「1,900円」に改める。

(中札内村地域振興住宅管理条例の一部改正)

第3条 中札内村地域振興住宅管理条例(平成8年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「基本料金については、その月の25日までとし、超過料金については、」を削り、同条第3項の表中「1,200円」を「1,300円」に、「180円」を「190円」に、「1,500円」を「1,600円」に、「1,800円」を「1,900円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の排水処理施設使用料の規定は、令和9年4月1日以後に行う検針に係る使用料について適用し、同日前に行った検針に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第60号

中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村水道事業給水条例（平成10年条例第9号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例

中札内村水道事業給水条例（平成10年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表以外の部分中「料金」の次に「（消費税及び地方消費税相当額を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和9年3月1日から施行する。

議案第 6 1 号

財産の処分について

次のとおり土地を売却する。

記

1. 土地の所在地、種別、数量

区画番号	所在地	種 別	面積 (㎡)
1	中札内村西 2 条南 7 丁目	宅地	414.15
2	中札内村西 2 条南 7 丁目	宅地	451.53
3	中札内村西 2 条南 7 丁目	宅地	245.59
4	中札内村西 2 条南 7 丁目	宅地	245.59
5	中札内村西 2 条南 7 丁目	宅地	245.59
6	中札内村西 2 条南 7 丁目	宅地	245.60
7	中札内村西 2 条南 7 丁目	宅地	245.59
8	中札内村西 2 条南 7 丁目	宅地	245.59
9	中札内村西 2 条南 7 丁目	宅地	244.42
1 0	中札内村西 2 条南 7 丁目	宅地	245.60
1 1	中札内村西 2 条南 7 丁目	宅地	245.59
1 2	中札内村西 2 条南 7 丁目	宅地	245.60
1 3	中札内村西 2 条南 7 丁目	宅地	245.60
1 4	中札内村西 2 条南 7 丁目	宅地	245.60
1 5	中札内村西 2 条南 7 丁目	宅地	245.59
1 6	中札内村西 2 条南 7 丁目	宅地	244.42
1 7	中札内村西 2 条南 7 丁目	宅地	254.20
1 8	中札内村西 2 条南 7 丁目	宅地	253.02
1 9	中札内村西 2 条南 7 丁目	宅地	254.20
2 0	中札内村西 2 条南 7 丁目	宅地	253.02

2. 売却の方法 随意契約

3. 売却予定価格 42,799,000円

議案第 6 2 号

村道の路線新規認定について

村道の路線を次のように新規認定する。

記

1. 新規認定する路線

路線 番号	路線名	起 点	終 点	主 要 経過地
1 6 1	泉団地 1 号道路	西 2 条南 7 丁目 1 番地 22	西 2 条南 8 丁目 2 番地	市街地
1 6 2	泉団地 2 号道路	西 2 条南 7 丁目 1 番地 18	西 2 条南 7 丁目 1 番地 17	市街地

議案第 6 3 号

村道の路線変更認定について

村道の路線を次のように変更認定する。

記

1. 変更認定する路線

路線 番号	路線名	起 点	終 点	主 要 経過地	上段	旧
					下段	新
1 0 3	中札内南 7 丁目道路	西 2 条南 7 丁目 1 0 番地	大通南 8 丁目 9 番地 1	市街地		
		西 2 条南 7 丁目 1 番地 16				

議案第 64 号

令和 8 年度中札内村一般会計補正予算について

令和 8 年度中札内村一般会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第 65 号

令和 8 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

令和 8 年度中札内村介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。

認定第 1 号

令和 7 年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度中札内村一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定第 2 号

令和 7 年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定第3号

令和7年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和7年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定第 4 号

令和 7 年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定第5号

令和7年度中札内村簡易水道事業会計決算認定について

令和7年度中札内村簡易水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定第6号

令和7年度中札内村公共下水道事業会計決算認定について

令和7年度中札内村公共下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。